



一般社団法人静岡県環境資源協会の活動について

沿革

昭和48年2月	静岡県産業公害防止協会・設立
昭和49年4月	社団法人静岡県産業公害防止協会・認可
昭和57年5月	社団法人静岡県環境資源協会・名称変更
平成8年6月	エネルギー管理指定工場連絡会静岡地区会（事務局）
平成11年3月	静岡県環境ビジネス協議会発足（事務局）
平成27年5月	経済産業省 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
平成28年4月	環境省補助事業 省CO2促進事業支援センター開設



環境保全について
THE PROTECTION OF THE ENVIRONMENT

- 1.公害苦情対策
 - 2.公害防止施設の新設・改善・適正運転
 - 3.環境マネジメントシステムの普及
- ・エコアクション21



資源・エネルギー
NATURAL RESOURCES & ENERGY

- 1.廃棄物対策
 - 2.エネルギー診断
 - 3.エネルギー対策
- ・エネルギー管理指定工場連絡会静岡地区会（事務局）
 - ・静岡県省エネ推進協議会



環境アセスメント
ENVIRONMENTAL ASSESSMENT

- 1.環境影響評価
- 2.基本計画等の策定

環境省補助事業の実施

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和4年度予算（案）5,500百万円（6,000百万円）】
【令和3年度補正予算額 7,500百万円】



業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- （1）新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - （2）既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - （3）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
 - （4）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
 - （5）上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業
（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
- ※（1）①及び（2）①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加算

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



経済産業省事業 地域プラットフォーム構築事業F

対象	中小企業等
内容	省エネ診断（エネルギー使用状況の把握、省エネ項目の洗い出しと取組み） 省エネ支援（運用改善、設備投資（融資、補助金活用）に関する支援



省エネ
お助け隊

静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会（SEC）

地域経済への資金供給を担う地域金融機関、地域全体のマネジメントを担う地方自治体、地域経済団体等が連携し、ESG金融を一つのツールとして、効率的かつ環境・社会へのインパクトのある地域支援に繋げることが必要と考えられ、静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会を設立



しずおか省エネ相談窓口

令和4年度静岡県省エネ支援員派遣事業業務

対象	中小企業等
内容	設備の運用改善や省エネルギー機器への更新（ZEB化を含む）の提案・助言、補助金・融資制度の活用案内等を行う。また、支援員の派遣に併せて、エコアクション21認証の新規取得・更新や温室効果ガス排出削減計画書制度参画への支援
費用	無料
備考	これから省エネを取り組もうと考えている方、補助金等の情報収集、環境マネジメント（EA21）の取得を検討中の方

参考HP:

http://www.siz-kankyau.jp/sizhojo_R4sou.html



静岡県では中小企業等の省エネ設備導入を支援します！

静岡県地球温暖化防止条例第 12 条第 2 項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」へ
参画する県内の中小企業等の脱炭素化・省 CO2 性の高い設備等の導入を支援します。

< 補助金の交付額 >

上限 **200 万円** / 下限 **20 万円**

補助率 補助対象経費の 3 分の 1 以内

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 kl に満たない

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

▷ 複数事業者による共同実施やリース契約も可

< 対象設備 >

申請者が所有する県内の工場・事務所・その他事業場に設置する

空調・給湯・換気・照明設備 等

既存の設備の更新で、
導入前と比べて CO2 排出量を

5% 以上削減できること

< 補助対象となる経費・設備 >

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 です。
設備等の範囲は以下の通りです。

- 空調設備：熱源・ポンプ・空調機器等、
 ルームエアコン
- 給湯設備：給湯器、ボイラー
- 照明設備：LED等 ※単体は不可。
- 換気設備：省エネ型の第1種換気設備等
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：受変電設備、分電盤・動力盤等
- ガス：供給設備
- BEMS、FEMS、測定器
※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化し、省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出していただく必要があります。

参考HP:

http://www.siz-kankyoushikou.jp/sizhojo_r4.html

